

# NPO法人の基礎知識

NPOとは？、NPO法人とは？、NPO法人のメリット・デメリット等



熊本県 NPO・ボランティア協働センター

# 1 NPOの基礎知識

## 「NPO」とは？

「NPO」とは、英語の「Non Profit Organization」の略語で、直訳すると「非営利組織」となります。

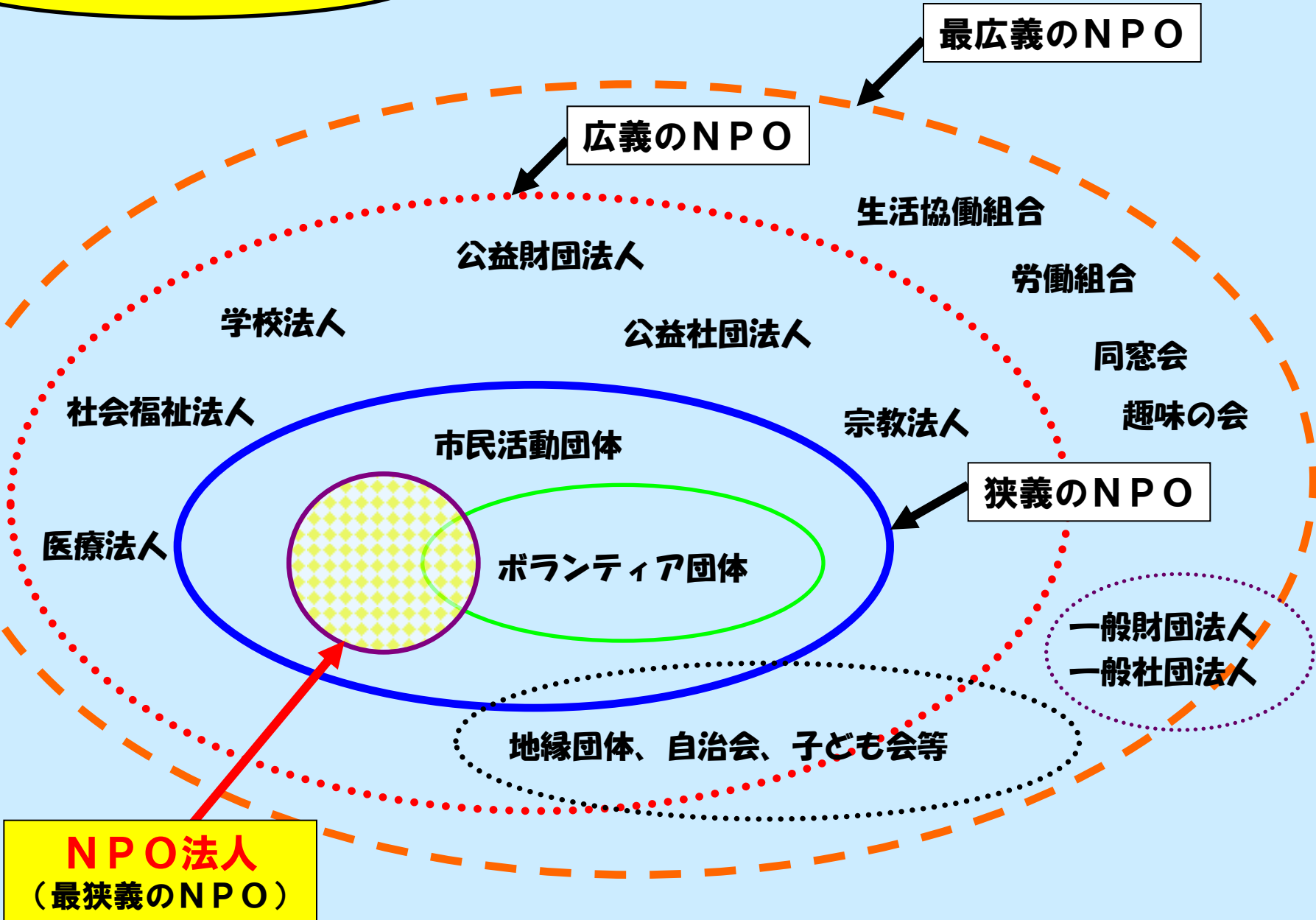
一般的には、ボランティア団体や市民活動団体のように、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない「民間非営利組織・団体」を総称してNPOと言います。

つまり、株式会社等の営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命（ミッション）の実現を目指して活動する組織・団体」のことです。

## ボランティアとの違いは？

どちらも、「自主的・自発的に様々な社会貢献活動を行う」という点では同じですが、「ボランティア＝個人」、「NPO＝組織、団体」といったイメージです。つまり、ボランティアは、個人が個人の責任の範囲で活動を行うのに対し、NPOは、目的達成のために運営のルールを持ち、組織的・継続的に活動を行うといった違いがあります。

# 「NPO」の概念図



## 2 NPO法人の要件

### 「NPO法人」とは？

「NPO法人（特定非営利活動法人）」とは、**特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に基づく認証を得て、法務局で登記を行うことで法人格を取得した組織・団体**です。

### 「NPO法」とは……

1998年に、議員立法により成立・施行された法律で、NPO法人の認証基準等が規定されています。

NPO法の制定前は、公益の活動のために法人格が必要な場合は、主務官庁に認可された団体だけが、財団法人、社団法人、学校法人、医療法人等の法人格を取得していました。

1995年の阪神淡路大震災の後、多くのボランティア団体が幅広い支援活動を始めましたが、任意団体であったため、銀行口座の開設や事務所の賃貸契約等を団体名で行うことができず、代表者に過大な負担が生じていました。

このような不都合を解消し、これらの団体に**法人格を取得する道を開くために制定**されたのが、NPO法です。

### 「認証」とは……

「ある行為又は文書の成立・記載が、正当な手続でされたことを公の機関が証明すること」を指します。

設立の認証申請があった場合、その申請が認証の基準に適合すれば、所轄庁（県）は、必ずこれを認証しなければならず、所轄庁の裁量で認証をしないことは認められていません。認証基準に適合しているか否かの審査は、実態調査ではなく、原則として、書面審査に基づき行うこととされています。

したがって、**認証を受けたからといって**、その団体がすばらしい活動を行っている団体であると**所轄庁から「お墨付き」を与えられたわけではありません**。**法人としての信用は、積極的な情報公開によって、法人自身で作り上げていく必要があります**。

## 団体の要件

- 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- 営利を目的としないこと（非営利性）
- 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行わないこと（公益性）
- 社員の資格を得たり、脱退したりすることに不当な条件を付さないこと
- 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
- 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと
- 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体でないこと
- 10人以上の社員（正会員）を有すること
- 社員総会を年1回以上開催すること

## 「特定非営利活動」とは？

**NPO法で規定された以下の20種類のいずれかに該当する活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです。**

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - ② 社会教育の推進を図る活動
  - ③ まちづくりの推進を図る活動
  - ④ 観光の振興を図る活動
  - ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - ⑦ 環境の保全を図る活動
  - ⑧ 災害救援活動
  - ⑨ 地域安全活動
  - ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - ⑪ 国際協力の活動
  - ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
  - ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
  - ⑮ 科学技術の振興を図る活動
  - ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
  - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - ⑱ 消費者の保護を図る活動
  - ⑳ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※ただし、熊本県では⑳に該当する活動を条例で定めていないので、実質的に①～⑱の19種類です

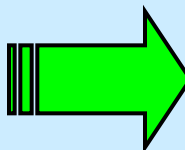
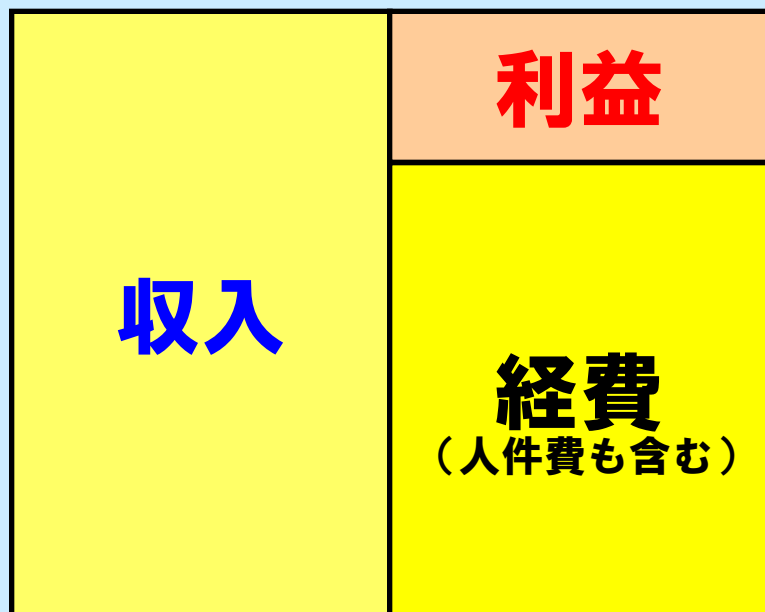
## 「非営利性」とは？

「非営利性（営利を目的としない）」とは、「**利益（収益）を上げてはならない（有料の事業を行ってはならない）**」という意味ではなく、「**利益を社員に分配してはならない**」という意味です。

NPO法人は、本来事業としての「**特定非営利活動に係る事業**」の他に、収益（所謂資金稼ぎ）を目的とした「**その他の事業**」を行うことが可能です。

ただし、「**その他の事業**」は、「**特定非営利活動に係る事業**」に支障がない範囲で行い、**その利益は、「特定非営利活動に係る事業」のために使用しなければいけません。**

したがって、「**その他の事業**」の損失を「**特定非営利活動に係る事業**」の利益で穴埋めすることはできません（「**その他の事業**」で赤字を出すことは許されません）。



当該年度の利益は、全て翌事業年度の**特定非営利活動に係る事業**に充てなければいけません。

社員や職員に配当金として分配する（利益を分配する）ことはできません。

労働の対価として、職員に支払う給与は、利益の分配に当たりません。また、役員としての仕事に対する対価として、役員報酬を支払うことは可能です。しかし、利益の多くが報酬として役員に支払われると、実質的に営利活動（利益の分配）とみなされる可能性があります。

（※職員給与は役員報酬とは異なります）

## 「公益性」とは？

「公益性」とは、**不特定かつ多数のもの**の利益（社会全体の利益）を目的として活動を行うことです。

NPO法人には、**公益性が求められます。**

「特定の個人の利益（私益）」や、「同窓会・自治会といったグループの利益（共益）」は、あらかじめ受益対象者が特定されており、「不特定かつ多数のもの

の利益」とは言えません。  
熊本県では、**「不特定かつ多数のもの」に該当する受益対象者の範囲を市町村単位以上としています。**

例えば、「阿蘇市内の高齢者」や「天草市内の小中学生」は、「不特定かつ多数のもの」とみなせますが、「阿蘇市〇〇地区の高齢者」や「天草市□□地区の小中学生」は、「不特定かつ多数のもの」には該当しません。



## 役員要件

- 理事が3人以上、監事が1人以上いること
- 以下の欠格事由に該当していないこと
  - 成年被後見人又は被保佐人
  - 破産者で復権を得ないもの
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - NPO法又は暴対法等より、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - 暴力団の構成員等
  - NPO法第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならないこと

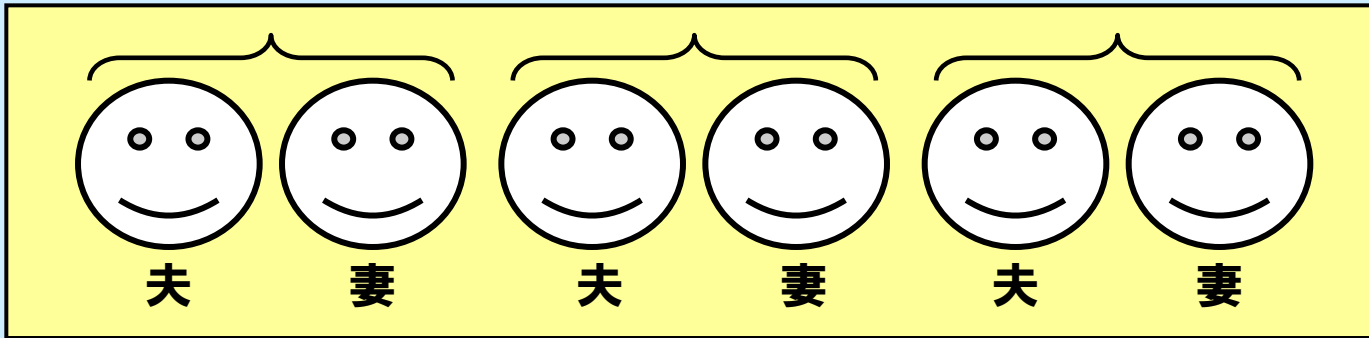
## 「役員報酬を受領できる人数」とは……

役員数（人）	4～5	6～8	9～11	12～14	15～17	18～20
役員報酬を受領できる人数	1	2	3	4	5	6
本人以外の親族数（人）	0	1				

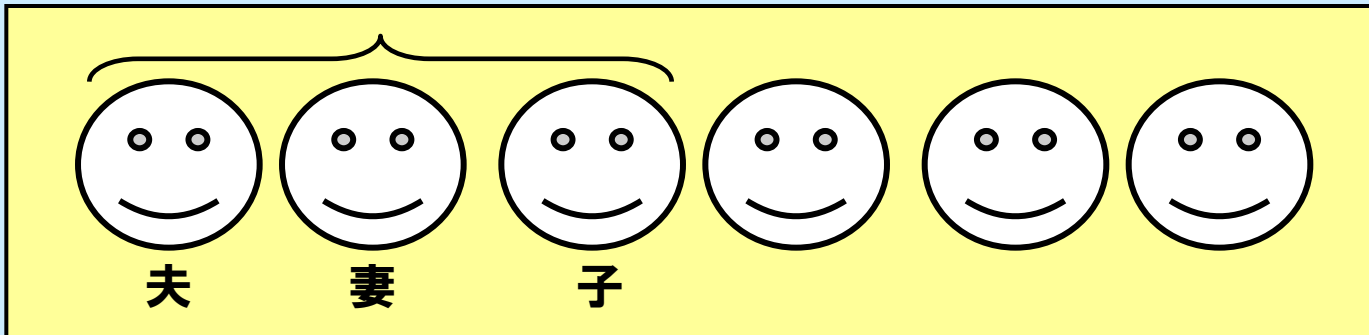
例えば、役員総数が12～14人の場合、4人まで報酬を受け取ることができます。

## 「本人以外の親族数」とは……

【O.K.】夫婦3組が役員 ※ただし、夫婦間に3親等以内の親族がいた場合は、NG



【NG】夫婦とその子が役員 → (夫、妻、子それぞれにとって) 本人以外の親族が2人のため



## ◎ 「NPO法人の要件」のまとめ

「NPO法人」の定義：NPO法に基づく認証を得て、法務局で登記を行い法人格を取得した組織・団体。

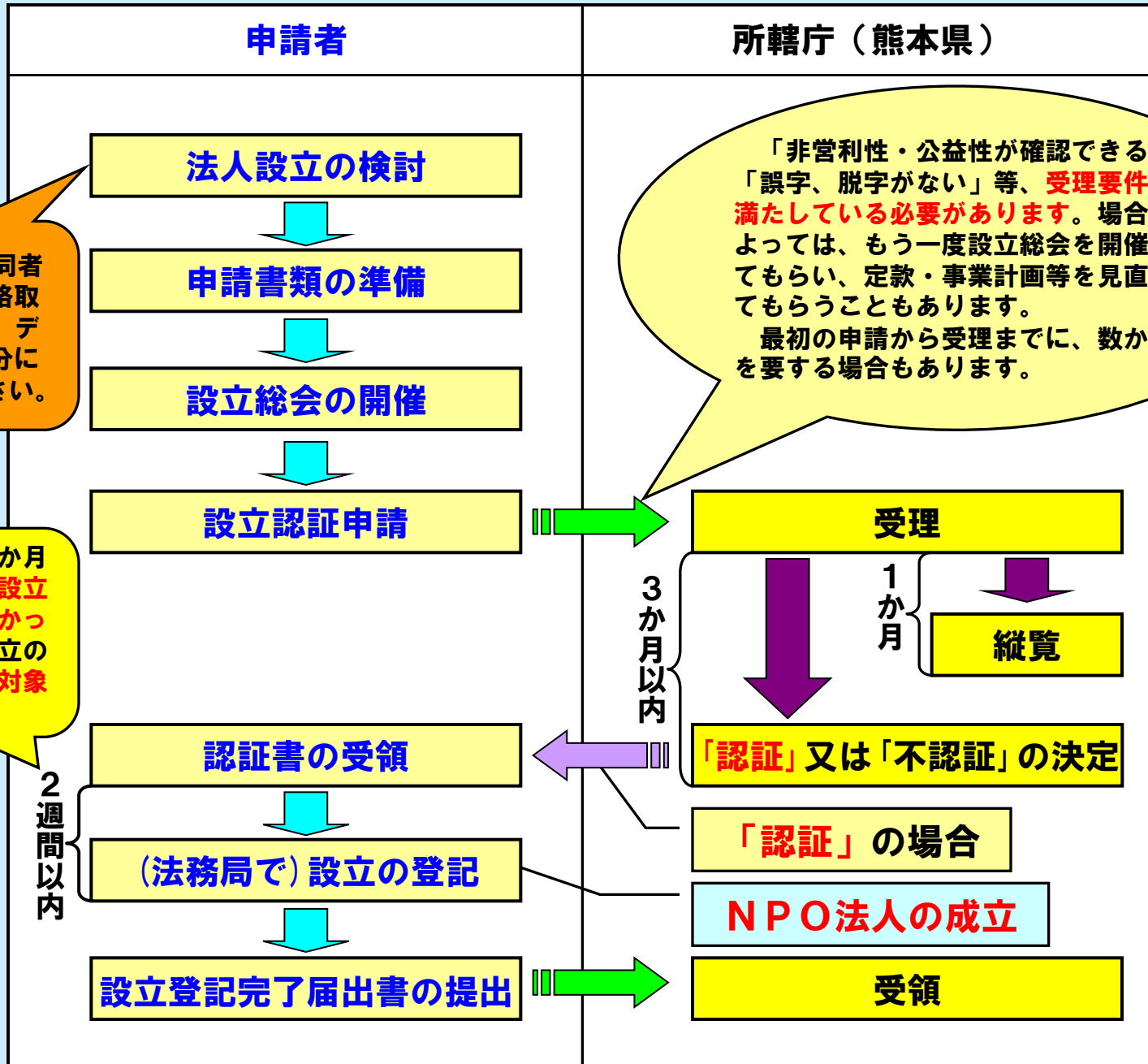
### 【団体の要件】

- NPO法人は、特定非営利活動を行うことを主たる目的としなければならない。
- NPO法人には、「非営利性」と「公益性」が求められる。
- NPO法人は、社員の入会・退会に不当な条件を設けてはいけない。
- NPO法人は、常に10人以上の社員を有していなければならない。

### 【役員要件】

- NPO法人の役員は、理事3人以上、監事1人以上が必要。
- NPO法人の役員のうち、報酬をもらえる人数は役員総数の1/3以内。
- NPO法人の役員を、親類関係で独占することはできない。

# 3 NPO法人設立の流れ



10人以上の賛同者を集め、法人格取得のメリット、デメリットを十分に検討してください。

認証日から6か月を経過しても設立登記を行わなかった場合、「設立の認証」の取消対象になります。

2週間以内

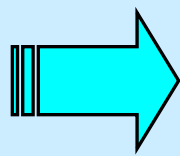
## 4 その他設立認証申請に際しての留意事項

### 申請先（所轄庁）

基本的には、**主たる法人事務所が所在する都道府県の知事が、申請先（所轄庁）**になります。

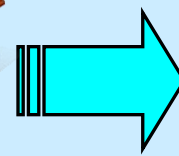
ただし、**法人事務所が政令指定都市内のみに所在する場合は、当該指定都市の長が、申請先（所轄庁）**になります。

なお、複数の都道府県に法人事務所が所在する場合は、**主たる法人事務所が所在する都道府県の知事が、申請先（所轄庁）**になります。



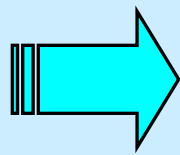
所轄庁：熊本県知事

主たる事務所：阿蘇市〇〇



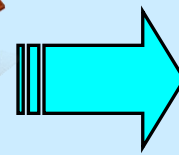
所轄庁：熊本県知事

主たる事務所：熊本市〇〇  
従たる事務所：阿蘇市〇〇



所轄庁：熊本市長

主たる事務所：熊本市〇〇



所轄庁：熊本県知事

主たる事務所：熊本市〇〇  
従たる事務所：福岡市〇〇

## 5 NPO法人設立後の手続・責務等

- NPO法人には、(免税申請を含む) **税務申告義務があります。**

### 【法人税の例】

		法人税法上の	
		収益事業	非収益事業
NPO 法上の	特定非営利活動に係る 事業	課税 ←	非課税
	その他の事業	課税	非課税

「特定非営利活動に係る事業」であっても、法人税の課税対象となることがあります。  
「特定非営利活動に係る事業」・「その他の事業」という区分は、NPO法に基づく区分であって、法人税法の「収益事業」・「非収益事業」の区分とは異なります。

※税金には、国税・県税・市町村税の3種類があります。

- 毎年、社員総会を開催するとともに、**事業報告書等を所轄庁へ提出することが義務付けられます (情報公開の徹底化)。**

社会貢献活動は、自由であることが前提です。

そのため、NPO法では、①行政によるNPO法人への監督は最小限に限定されており、②NPO法人の事業内容は、ルール(公益性、非営利性)や法令に反しない範囲で、当該法人の自由裁量とされています。

ただし、③各NPO法人(及びその事業内容)に対する是非は、広く一般の方々の御判断に委ねられています。そして、その判断材料とするために、NPO法人には徹底した情報公開が義務付けられています。事業成果や決算状況をまとめた事業報告書等は情報公開の一例です(PRのチャンスでもあります)。

なお、事業報告書等の提出を怠ると、過料処分に処せられることもあります。

※定款、予算書、役員名簿、事業報告書等は、広く一般に公開されます。

- ・ **事業内容を変更（追加・削除）する場合は、所轄庁の認証が必要となります。**

NPO法人は、**定款によって、事業内容、役員数、会計年度等、法人活動のあらゆる点が規定（制約）されています。**現行定款の変更を経ずに、新規事業を行ったり、役員数を増やしたりすることはできません。

そして、**事業内容の変更に係る定款変更には、所轄庁の認証が必要**となります。したがって、設立時と同様に、**縦覧等の手続が必要**ですので、新規事業を行うには、相当の時間を要することになります。

- ・ **役員を変更（増員、減員、交代、住所変更等）した場合、所轄庁に届出が必要です。**

役員変更の届には、「**変更後（最新）の役員名簿**」を添付してもらいます。

NPO法人は、**情報公開の一環として、常に「最新の役員名簿」を一般に公開する必要があります。**

- ・ NPO法人には、**登記義務があります。**

NPO法人は、名称、事務所所在地、事業内容、代表者等を登記しなければいけません。また、**登記内容に変更が生じた場合は、遅滞なく登記しなければいけません。**

これを怠ると、過料処分に処せられる恐れがあります。

- ・ 設立は無料ですが、**解散するには費用を要します。**

NPO法人の設立は、無料です（ただし時間は要します）。一方、**解散時には官報に掲載する公告代として3万円弱程度要します。**

また、**解散時に残った財産は、役員や会員で分配することはできません。**国・地方公共団体、他のNPO法人等、NPO法で列挙された団体に譲渡しなければいけません。

## ◎NPO法人設立のメリット・デメリット

### メリット

- ・ 活動の安定化・永続化につながる
- ・ 団体名で契約できる
- ・ 代表者の交代を円滑に行える
- ・ 法人格が必要な事業等ができる
- ・ 資金調達のチャンスが広がる

### デメリット

- ・ 定款による制約を受ける
- ・ NPO法による規制を受ける
- ・ 設立・定款変更に時間がかかる
- ・ 税務申告・登記義務がある
- ・ 厳正な事務処理が求められる

・ 徹底した情報開示が求められる



# 参考資料 『法人格による比較表』

## 法人格による比較表

法人名	特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定特定非営利活動法人 (認定NPO法人)	一般社団法人		一般財団法人		公益社団法人 公益財団法人	社会福祉法人	株式会社	合同会社 (LLC)	有限責任事業組合(LLP) (法人格なし)	任意団体 (法人格なし)
			非営利型	その他	非営利型	その他						
根拠法	特定非営利活動促進法 (通称:NPO法)		一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律		一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律		公益社団法人及び 公益財団法人の認定に関する法律	社会福祉法	会社法	会社法	有限責任事業組合契約に関する法律 (通称:LLP法)	なし
性格	非営利		非営利		非営利		非営利	非営利	営利	営利	営利	営利/非営利
目的 事業	特定非営利活動(NPO法別表の20分野)を主目的		目的や事業に制約はなく、公益事業、収益事業、共益事業など可		目的や事業に制約はなく、公益事業、収益事業、共益事業など可		事業の種類(23事業)及び実施方法が公益認定の基準を満たす法人	社会福祉事業	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	共同で営利を目的とする事業を営むための組合	任意
設立方法	所轄庁の設立認証後に登記して設立	NPO法人のうち、要件を満たしていれば、所轄庁が認定	公証人役場での定款(非営利性が徹底した定款)認証後に登記して設立(準則主義)	公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)	公証人役場での定款(非営利性が徹底した定款)認証後に登記して設立(準則主義)	公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)	独立した委員会等の下で、内閣総理大臣又は都道府県知事が認定	所轄庁の認可後に登記して設立	公証人役場による定款認証後に登記して設立(準則主義)	登記して設立(定款認証不要・準則主義)	総組合員の同意による組合契約を登記して設立	任意
設立要件	社員10人以上(常時)		社員2人以上		拠出金300万円以上が必要		一般法人に同じ	一定規模以上の資産	資本の提供	1人以上	2人以上	任意
議決権	1社員1票		1社員1票		1評議員1票		社員/評議員	理事会	出資比率による	定款で自由決定	契約で自由決定	任意
最高議決機関	社員総会		社員総会		評議員会		一般社団・財団に同じ	理事会	株主総会	定款で自由決定	契約で自由決定	任意
役員	理事3人以上 監事1人以上		理事3人以上 監事不設置も可 大規模は会計監査人が必要	理事1人以上 監事不設置も可 大規模は会計監査人が必要	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上	理事3人以上 監事1人以上 財団は評議員3人以上	理事6人以上 監事2人以上 原則として理事の2倍を超える評議員	取締役1人以上 (監査役設置は任意)	自由に決定(選任しなくても設立可能)	自由に決定(選任しなくても設立可能)	任意	
代表権	理事		理事		理事		代表理事	理事	取締役	社員	組合員	任意
剰余金の扱い	剰余金の分配はできない		剰余金の分配はできない		剰余金の分配はできない		剰余金の分配はできない	剰余金の分配はできない	剰余金の配当	定款で自由に決定できる	契約で自由に決定できる	任意
税制等	収益事業課税	収益事業課税 寄附金の税額控除、みなし寄附金などが適用	収益事業課税	全所得課税	収益事業課税	全所得課税	収益事業課税 公益目的事業は非課税	収益事業課税 寄附金の税額控除、みなし寄附金などが適用	全所得課税	全所得課税	法人税非課税 構成員に課税 (パススルー課税)	収益事業課税
法定設立費用	無料		11万円		11万円		無料	無料	24万円以上	10万円以上	6万円	無料
その他	毎事業年度の事業報告書提出等、NPO法に基づく所轄庁(都道府県知事又は政令市長)の監督を受ける						公益財団財産拠出は、一般財団に同じ	一定規模以上の資産が必要				

## 最後に……

「NPO法人」は、目的（ミッション）実現のための「手段」の1つに過ぎません。  
また、「NPO法人であること」自体は、決して重要ではありません。「目的実現のため、どのような活動をするのか」が、極めて重要です。「社会的信用」も、「NPO法人であること」でなく、「どのような目的実現のため、具体的にどのような活動を行ってきたのか（活動実績）を明らかにすること」によって、初めて得ることができます。  
したがって、「NPO法人の設立」自体を目的化することは、適当とは言えません。  
重要なのは、設立後の「目的実現に向けた具体的活動」です。  
そして、先ほどお示ししましたように、NPO法人には、メリットだけでなくデメリットもあります。  
NPO法人の設立にあたっては、特にメリット・デメリットを十分に踏まえたうえで、御検討願います。